

他市の規定の例【自治基本条例】

資料3-1

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
1	議員の責務	多摩市	第2章 基本原則	第4節 市議会の役割	<p>(市議会の権限) 第9条 <u>市議会は</u>、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。 2 <u>市議会は</u>、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。</p> <p>(市議会の責務) 第10条 <u>市議会は</u>、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければなりません。 2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。</p> <p>(市議会議員の責務) 第11条 <u>市議会議員は</u>、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。</p>
2	議員の責務	川崎市	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第2節 議会	<p>(議会の権限及び責務) 第11条 <u>議会は</u>、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。 2 <u>議会は</u>、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>(議員の責務) 第12条 <u>議員は</u>、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。</p>
3	議員の責務	大和市	第4章 市議会		<p>(市議会の責務) 第13条 <u>市議会は</u>、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。 2 <u>市議会は</u>、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。 3 <u>市議会は</u>、保有する個人情報を保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。</p> <p>(市議会議員の責務) 第14条 <u>市議会議員は</u>、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。</p>
4	議員の責務	足立区	第9章 区議会		<p>(区議会の役割) 第22条 <u>区議会は</u>、区民の信託に応え、区民の福祉を増進させるため、法律の定めるところによりその権限を行使し、区民の代表としての役割を果たすものとする。 2 <u>区議会は</u>、区政運営が適切、公正かつ効率的に行われるよう執行機関を監視し、けん制する機能を果たすものとする。</p> <p>(区議会の情報の公開及び提供) 第23条 <u>区議会は</u>、議会に対する区民の信頼が深められるように、別に条例で定めるところにより、区議会に関する情報を積極的に公開し、及び提供し、開かれた議会運営に努めるものとする。</p>

他市の規定の例【自治基本条例】

資料3-1

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
5	議員の責務	文京区	第5章 区議会の責務	第1節 区議会の役割	<p>(区議会の基本的事項) 第20条 区議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員で構成する意思決定機関であり、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を有する。</p> <p>(区議会の責務) 第21条 区議会は、法令に定める権限を行使し、及び政策論議・立法活動の充実を図ることにより、区政の発展及び区民の福祉の向上に努める。</p> <p>(情報の共有と説明責任) 第22条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。</p> <p>(区民参加と活性化) 第23条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す。</p>
6	議員の責務	文京区	第5章 区議会の責務	第2節 区議会議員の責	<p>(区議会議員の責務) 第24条 区議会議員は、区民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研鑽さんに努めるとともに、常に区民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務遂行に努める。</p>
7	議員の責務	中野区	第1章 総則		<p>(区議会の役割及び責務) 第4条 区議会は、区民を代表して重要な意思決定を行う議決機関であるとともに、執行機関の行政運営を調査し、及び監視し、適正かつ効果的な行政運営を確保する権能を有する。</p> <p>2 区議会は、区議会の保有する情報を公開し、区民との情報共有を図るものとする。</p>
8	議員の責務	久喜市	第4章 議会等の責務		<p>(議会の責務) 第6条 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、情報公開を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務) 第7条 議員は、市民の代表者として、市民の意見を積極的に把握し、誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。</p>
9	議員の責務	三鷹市	第3章 市議会		<p>(市議会の役割、責務等) 第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。</p> <p>2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。</p> <p>(市議会の立法活動、調査活動等) 第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。</p>

他市の規定の例【自治基本条例】

資料3-1

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
10	議員の責務	杉並区	第6章 区議会		<p>(区議会の役割及び権限)</p> <p>第8条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する役割を果たすものとする。</p> <p>2 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。</p> <p>(区議会の責務)</p> <p>第9条 区議会は、区政の発展及び区民生活の向上のため、前条に規定する権限等を行使するとともに、区民等の多様な意見の反映を図り、もって自由かつ活発な討議をし、常に効果的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、区民等に対する説明責任を果たし、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(区議会議員及び区議会議長の責務)</p> <p>第10条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前2条に規定する責務等を果たすため、積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。</p> <p>2 区議会議員は、政治倫理の確立に努め、誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>3 区議会議長は、区議会を代表し、公正かつ中立に職務を遂行するとともに、区議会事務局の職員を適切に指揮監督し、事務局機能の充実に努めなければならない。</p>
11	議員の責務	豊島区	第5章 区議会	第1節 区議会の意義及び役割	<p>(区議会の設置)</p> <p>第29条 区民は、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された議員で構成される区議会を置く。</p> <p>(区民の信託と区議会の権限)</p> <p>第30条 区議会は、区民の信託に基づく議事機関として、区民の意思を区政に反映させるため、条例の制定又は改廃、予算及び決算の認定等の事件について議決する権限を有する。</p> <p>(区議会の役割)</p> <p>第31条 区議会は、自立的な意思決定機能の向上を図るとともに、区民自治の発展を支える役割を果たさなければならない。</p> <p>2 区議会は、区民の意思の把握に努め、これを区政に反映させるため、政策の提案及び立法を行わなければならない。</p> <p>3 区議会は、区長等が執行する事務・事業に関する検査、調査、意見聴取等の権限を活用し、適正に事務・事業が執行されているかを監視しなければならない。</p> <p>(議会運営)</p> <p>第32条 区議会は、区民の意思を代表する議事機関としての役割を果たすため、十分な審議を尽くすとともに、円滑な議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 区議会は、区民と政策情報の共有を図り、議会活動について区民に分かりやすく説明するとともに、議会への区民参加を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。</p>

他市の規定の例【自治基本条例】

資料3-1

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
12	議員の責務	豊島区	第5章 区議会	第2節 議員の責務	<p>(行動の指針)</p> <p>第33条 <u>区議会議員は、多様な区民の意見・要望を集約し、総合的な視点に立って区政に反映させることを行動の指針としなければならない。</u> <u>(議論の活発化及び能力の向上)</u></p> <p>第34条 <u>区議会議員は、社会経済情勢、政策情報等に関する認識を深めるため研さんするとともに、議員間の議論を活発にし、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。</u></p>
13	議会の自由討議	杉並区	第6章 区議会		<p>(区議会の責務)</p> <p>第9条 <u>区議会は、区政の発展及び区民生活の向上のため、前条に規定する権限等を行使するとともに、区民等の多様な意見の反映を図り、もって自由かつ活発な討議をし、常に効果的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、区民等に対する説明責任を果たし、開かれた議会運営に努めなければならない。</u></p>
14	議会の自由討議	豊島区	第5章 区議会	第2節 議員の責務	<p>(議論の活発化及び能力の向上)</p> <p>第34条 <u>区議会議員は、社会経済情勢、政策情報等に関する認識を深めるため研さんするとともに、議員間の議論を活発にし、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。</u></p>